

改正概要説明書

国名：ドイツ

法令名：実用新案法

改正情報：2017年7月17日(BGB1 No. 2541)改正

改正概要：

1. 非登録対象と不登録対象の整備

・生物学的発明を登録対象から除外する旨を明記し(第1条(2))，国家機密に関わる対象が必ずしも公序良俗違反とならない旨の旧規定を削除した(第2条1)。

2. 出願の提出先の追加

・実用新案登録出願の提出先として特許情報センターを追加し(第4条(2))，生物材料の寄託等に関する規定を追加した(第4条(4))。

3. 出願日の認定要件の明記

・実用新案登録出願は特許庁又は特許情報センターで受領された日であることを明記し(第4a条)，また，ドイツ語以外の言語で出願された場合は出願日から3月以内にドイツ語の翻訳文の提出が必要である旨を明記した(第4b条)。

4. 博覧会展示による優先権の規定の新設

・所定の国際博覧会に展示した対象について6ヶ月以内に優先権を主張して出願できる旨の規定を新設した(第6a条)。

5. 先行技術調査請求の規定の新設

・出願は公報に掲載され，第三者は先行技術調査を請求できる旨及び調査報告書の通知先についての規定を新設した(第7条)。

6. 登録公告の方法の規定の新設

・登録された実用新案について電子的な公告も可能である旨の規定を新設した(第8条)。

7. 録実用新案の保護期間の延長

・登録実用新案の保護期間を改正前の「出願日の翌日から3年」を「登録月満了後10年」に延長し，維持手数料，登録の失効についての規定を新設した(第23条)。

8. 侵害に対する措置についての規定を追加

・侵害に対する損害賠償の算定について侵害者の利益を考慮できること，また，実施料相当額に基づいて決定できる旨の規定を追加した(第24条)。

・侵害に対する措置として，侵害行為に使用した設備等の廃棄，流通経路からの永久除去等を求めることができる旨の規定を整備し，さらに侵害に関わる当事者間の利益を調整するための詳細な規定を新設した(第24a条～第24f条)。

・侵害品の輸出入について税関における差押えができる旨の規定を整備し欧州連合非加盟国との取引に含まれる旨を明記した(第 25a 条(1), 第 25b 条)。

9. 実用新案の侵害訴訟の代理人の規定の整備

・実用新案の侵害訴訟における当事者の代理人の資格, 報酬, 代理権の範囲等の要件を改定し整備した(第 27 条(2) (3), 第 28 条)。

改正内容：

・ **第 1 条**

非登録対象に生物学的発明が追加された。

・ **第 4 条**

(2) 及び(7)は新設項である。
旧法(4)は削除された。

・ **第 4a 条, 第 4b 条及び第 6a 条**

新設条文である。

・ **第 7 条**

(3)-(6)は新設項である。

・ **第 8 条**

(6) 及び(7)は新設項である。

・ **第 18 条**

(2)は削除された。

・ **第 23 条**

存続期間が改正された。

・ **第 24 条-第 24c 条**

侵害の場合の権利行使について明確化された。

・ **第 24d 条-第 24g 条**

新設条文である。

・ **第 25a 条**

侵害の場合の国境措置について明確化された。

・ **第 25b 条**

新設条文である。

・ **第 27 条**

裁判の場合の管轄権について明確化された。

・ **第 28 条**

在外者の権利について明確化された。

・ **第 29 条**

旧法(2)は削除された。

・ **第 31 条**

新設条文である。